

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

事 実 及 び 理 由

5 第1 控訴の趣旨

- 1 主文1項と同旨
- 2 被控訴人は、控訴人らに対し、それぞれ1億円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

10 1 事案の要旨

本件は、昭和34年から昭和59年まで在日朝鮮人及びその配偶者を対象として実施された北朝鮮への集団帰還事業により北朝鮮に渡航し、長年を経て日本に戻った控訴人らが、①被控訴人が、控訴人らに対し、北朝鮮は十分な生活物資に恵まれた国であり、十分な衣食住を享受できるなどと虚偽の宣伝をして北朝鮮への帰還を勧誘し、これに欺罔されて誤信に陥った控訴人らを北朝鮮へ渡航させ、渡航後は出国を許さず、最低限の食糧すら提供せずに人権抑圧状況に留め置いたことが、控訴人らの人生をいかなる場所・体制下で送るかについての自己決定権及び移動の自由を侵害したものであって、控訴人らに対する不法行為を構成する（以下「本件不法行為1」という。）、②被控訴人が、現在も北朝鮮に居住する控訴人Aの子や孫の出国を妨害しているために、控訴人Aが子や孫と直接会うことができない状況が続いていることが、控訴人Aの面会交流権を侵害するものであって、控訴人Aに対する不法行為を構成する（以下「本件不法行為2」といい、本件不法行為1と併せて「本件不法行為」という。）と主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償として、それぞれ慰謝料1億円及びこれに対する令和3年9月29日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分

の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、被控訴人は、原審及び当審において、公示送達による呼出しを受けたが、口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出していない。

2 原審の判断の要旨

5 原審は、本件不法行為 1 は勧誘行為と留置行為に二分されると解した上、勧誘行為に係る損害賠償請求については、日本の裁判所に管轄権があるが、除斥期間が経過していると判断して、控訴人らの請求を棄却し、留置行為及び本件不法行為 2 に係る損害賠償請求については、日本の裁判所に管轄権がないと判断して、控訴人らの訴えを却下した。

10 控訴人らは、これを不服として控訴した。

3 前提事実（後掲証拠及び弁論の全趣旨により認められるか又は当裁判所に顕著な事実。なお、証拠の枝番号の記載は省略する。以下同じ。）

(1) 帰還事業

15 昭和 34 年に、日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会（以下「北朝鮮赤十字会」という。）が、赤十字国際委員会（以下「ICRC」という。）の仲介の下で、「日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定」（以下「帰還協定」という。）を締結し、これに基づき、在日朝鮮人及びその配偶者等を対象とする北朝鮮への集団帰還事業（以下「帰還事業」という。）が開始された。帰還事業は、昭和 42 年
20 に期間の更新がされずに一旦終了した後、昭和 46 年に再開され、昭和 59 年に終了した。この間に帰還事業により日本から北朝鮮へ渡航した者は、9 万 3 3 4 0 人に上る。そのうち、朝鮮人の夫に随伴して渡航した日本人の妻（以下「日本人妻」という。）は、約 1 8 0 0 名と推定される。（甲 1 1、7 2）

(2) 当事者

ア 控訴人らは、それぞれ昭和 35 年ないし昭和 47 年に帰還事業に参加し

て日本から北朝鮮に渡航し、長年にわたり北朝鮮で生活した後、平成13年ないし平成15年に北朝鮮から脱出して、その後日本に戻った。(甲1、各控訴人本人)

イ 被控訴人は、国際連合加盟国である。日本国政府は、被控訴人を国家として承認していない。(甲3、5、72)

(3) 控訴人らは、平成30年8月20日、東京地方裁判所に本件訴えを提起した。

4 被控訴人に対する裁判権（主権免除の適否）について

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律4条は、外国等は、同法に別段の定めがある場合を除き、我が国の民事裁判権から免除される旨を定めるが、その趣旨は、主権を有する国家同士の間ではその平等と独立を相互に尊重することにあるから、我が国が国家として承認していない主体については、同法にいう「外国等」（同法2条）には当たらず、上記の定めは適用はないと解するのが相当である。また、未承認国において民事裁判権からの免除を当然に享有するとの国際慣習法が存在するとも認められない。

したがって、被控訴人は、我が国の民事裁判権から免除されない。

第3 控訴人らの主張

1 被控訴人の不法行為

(1) 被控訴人において、帰還事業は、社会主義体制の優越性を示すという政治的目的と、労働力の補充及び資産・技術の導入という経済的目的に基づき、当初から一貫した計画の下に、国家事業として実施されたものである。

被控訴人は、昭和31年6月20日に、内閣命令第53号「日本から帰国する朝鮮公民の生活安定に関して」を発出して、帰還者の食事・住宅などあらゆる生活条件の保障、職場の斡旋、農業や商業を希望する人への資金貸与、帰還者の子どもたちへの学用品の無料支給、奨学金の優待、生活準備金の支給などを規定し、昭和33年9月8日の共和国創建10周年記念慶典大会で

は、最高指導者である金日成が「在日朝鮮人の帰国を熱烈に歓迎し、すべての条件を保障する」と発言した。日本国内では、在日本朝鮮人総聯合会（以下「朝鮮総連」という。）が、昭和33年9月1日、「悲惨な境遇に苦しむ在日朝鮮人が地上の楽園へと変わりつつある祖国に一日でも早く帰り、祖国の暖かい懷の中で幸福な生活を営もうという希望に立ち上がっている」との声明を公表し、帰還推進のための集会を日本全国で開催したほか、活動家による在日朝鮮人家庭への個別訪問や、朝鮮学校等の組織を通じて、北朝鮮が「地上の楽園」であると積極的に宣伝し、帰還を勧誘した。このように、被控訴人は、朝鮮総連と共に又は朝鮮総連を通じて、在日朝鮮人及びその家族に対し、北朝鮮には食糧が豊富にあり、衣食住その他の生活に必要な全ての物質的条件を十分に保障されているなどという虚偽の宣伝を行い、これらを真実と思わせ、錯誤に陥らせた。これにより、控訴人らを含む在日朝鮮人や日本人妻が出国を決意して北朝鮮に渡ったが、北朝鮮の現実とは「地上の楽園」どころか、脱出することが許されない人権抑圧国家であった。帰還事業で日本から北朝鮮に渡航した者とその子孫は「帰国者」と呼ばれ、「出身成分」制度に基づき、最下層の「敵対階層」か、その上の「動揺階層」に分類されて監視の対象とされ、国内移動すら極度に制限され、出国は許されず、計画経済下にあつて最低限の食糧も満足に得ることができなかった。思想良心の自由や表現の自由は否定され、国家に敵対する者は政治犯として拷問を受け収容所に収容された。

このような被控訴人の国家誘拐行為（本件不法行為1）により、控訴人らは、人生をいかなる場所・体制下で送るかについての自己決定権及び移動の自由を侵害され、人権抑圧国家に長年にわたって留め置かれることとなった。

また、控訴人Aは、北朝鮮を脱出した後も、被控訴人が北朝鮮に残る控訴人Aの子や孫に日本との自由往来を認めないため、子や孫と直接会うことができない状態が続いており、被控訴人の出国妨害行為（本件不法行為2）に

より、子や孫と面会し交流する権利を侵害され続けている。

(2) 控訴人Aに関する事実関係

控訴人Aは、昭和17年に京都で在日朝鮮人の父母の子として生まれ、昭和33年頃に京都朝鮮人中高級学校高等部に入学した。その当時、朝鮮総連は、大会や集会を連日開催して、北朝鮮は物質的に豊かであり、栄養のある食糧が十分に配給され、最新の設備を整えた住宅に皆が住むことができ、年齢・性別を問わず、働きたいところで働くことができ、勉強をしたい人は大学などで勉強することができる、北朝鮮では全ての権利、一切の自由が保障されており、日本のように差別されることなく、平等な社会の一員として生活することができるといった宣伝を盛んに行い、このような「地上の楽園」である北朝鮮へ「帰国」するよう在日朝鮮人を勧誘していた。控訴人Aが通っていた朝鮮学校でも、教員の多くは朝鮮総連に所属し、「帰国」を扇動する議論が日常的に行われており、生徒も家族や近所の人々に「帰国」を呼びかけるように言われていた。控訴人Aは、当時の多くの在日朝鮮人と同様に、このような宣伝により北朝鮮では全ての自由も生活も政府によって保障されると信じていたため、両親に先立ち一人で「帰国」することを決意し、昭和35年、高校3年生になったばかりの17歳の時に帰還船に乗って、北朝鮮へ渡航した。

ところが、控訴人Aは、北朝鮮への到着後、被控訴人から一方的に平壤市から500km程離れた位置にある荒涼とした地方都市を居住場所として指定され、当地に一つしかない高校に編入させられた。高校の寄宿舎で提供された食糧は塩で味付けしただけのジャガイモやトウモロコシなどで、常に空腹に耐えていた。高校卒業後は、金日成総合大学への進学を希望して受験したものの、「帰国者」であることを理由に不合格とされ、他の大学に進学せざるを得なかった。卒業後の就職先も、被控訴人から一方的に機械工場に指定された。昭和40年に現地出身者と婚姻し、平成10年に夫が事故死するまで

5

に5人の子をもうけたが、「帰国者」に対する差別もあって経済事情は厳しかった。平成6年頃からの大飢饉のときの状況は従前にも増して劣悪であり、周囲で餓死者が続出する中で、闇市で商売をして何とか食いつないだ。北朝鮮からの出国は一時的にも許されなかった。北朝鮮から日本に手紙を出すことは可能であったが検閲があり、職場等でも密告を受けて収容所に送られるおそれがあり、自由な意思表示はできなかった。

控訴人Aは、脱北を決意したが、情報が漏れると失敗し命を失う可能性が高かったので、自分一人で決行することとし、平成15年に北朝鮮から中国に渡り、中国に約1年半隠れ住んだ後、平成16年頃に日本に戻った。

10

その後、控訴人Aは、子5人及び孫7人のうち、脱北して日本に戻った子1人及び孫2人を除く全員が現在も北朝鮮から出られずにいるため、これらの子や孫と面会して交流することができない状態が続いている。

(3) 控訴人Bに関する事実関係

15

控訴人Bは、昭和25年に生まれ、生後まもなく在日朝鮮人の養子となり、養父母と共に広島市に居住していたところ、昭和34年に養母が脳出血で倒れたことを契機に家計が苦しくなった。同年12月に帰還事業が始まると、朝鮮総連の関係者が毎日のように自宅を訪問して、熱心に北朝鮮への帰還を説得するようになった。養父母は当初拒絶していたが、北朝鮮に帰還すれば、職業・住居を斡旋してもらえ、学費・医療費は無料であると説明され、瀟洒な住宅等の写真が掲載された北朝鮮の雑誌等を示されて執拗な説得を受け、北朝鮮が裕福で差別のない地上の楽園であるというので帰還を考えるようになり、控訴人Bも北朝鮮に行きたいと願うようになった。帰還事業開始から1年半程度経つ頃には、北朝鮮が地上の楽園とは程遠く、電灯がないところもあるという噂が流れるようになり、控訴人Bの養父は、一旦は帰還申請を取り下げようとしたが、再び朝鮮総連から執拗に説得され、仮に北朝鮮が貧しい国だとしても万人平等の社会主義祖国には未来があると信じて、帰還を

20

25

決意した。こうして、控訴人Bは、昭和36年5月26日、養父母と共に第60次帰還船に乗って、北朝鮮へ渡航した。

昭和36年5月28日に北朝鮮の清津港に到着すると、帰還前の宣伝で聞いていたのとは異なり、配置につき本人の希望が考慮されることはなく、被
5 控訴人から一方的に養父の仕事と居住場所が指定された。配置先は北部の厳寒地で、割り当てられた住居は他人の住居の中の6畳弱の一部屋であった。養父は経験のない農業に従事させられ、過酷な労働に苦しんだ。配置された時点で用意されていた米は半月程度でなくなり、配給も規定量どおりにされることはほぼなく、小麦粉に芋を加えた粥が常食となった。肉や魚は稀にし
10 か入手できず、衣料品も入手困難で、持参したラジオも生活苦のために換金せざるを得なかった。養父は、北朝鮮における人々の生活実態や自由社会に脱出する見込みがないことを知り、昭和37年3月頃までに精神に異常を来たし、精神病院に入院したまま、昭和59年夏に死亡した。寝たきりであった養母は、満足な医療を受けられないまま、昭和42年春に死亡した。控訴
15 人Bは、昭和52年5月に、「帰国者」と婚姻し、同人との間にもうけた2人の子しか身寄りがない孤独な状態で生きることになった。平成5年頃からは食糧の配給が全くなり、夫の日本の親族からの仕送りで生き延びた。

控訴人Bは、先に脱北した子の助力により、平成15年11月22日に北朝鮮から中国に脱出し、その後日本に戻った。

20 (4) 控訴人Cに関する事実関係

控訴人Cは、昭和16年に日本人として生まれ、昭和33年に在日朝鮮人の夫と婚姻して、福井県で生活していたところ、昭和36年初め頃から朝鮮総連の関係者が自宅を頻回訪問し、北朝鮮への帰還を勧めるようになった。同人から、アパート、病院、学校等何にも金を使わないで済むから何も持た
25 ないで朝鮮に帰ればよい、誰でも綺麗なアパートに住んで不自由のない生活ができる、台所の瓶には米が十分に入っている、仕事もすぐに決まるからた

5

だ行くだけでよいなどと繰り返し説得され、これを信じた控訴人Cの夫と義父が帰還を決意し、控訴人C自身も、夫が病弱であったために病院代がかからない点に魅力を感じ、また、「日本人妻は3年経ったら日本に帰ることができる」との説明を受けてこれを信じたため、北朝鮮への帰還を決意し、昭和36年6月16日、一家で第63次帰還船に乗って、北朝鮮へ渡航した。

10

昭和36年6月18日に北朝鮮の清津港に到着した後は、割り当てられたアパートに居住したが、8畳程の一間で天井に裸電球がついているだけの場所で、給排水設備もなかった。釜に入っていた米は1kg程しかなく、物々交換で食糧を手に入れていたが、1年程で交換する品物もなくなった。職業について希望を聞かれることはなく、夫はメガネの会社等での勤務を命じられた。日本人妻は3年経てば日本に帰国できると聞いていたことを言い出せる雰囲気はなかった。夫が体調を崩した後は、代わりに控訴人Cが仕事に出なければならなかった。夫は、吐血して病院に行っても治療薬がなく、平成5年に死亡した。その頃には食糧事情が悪化しており、平成6年頃以降はあち

15

こちで餓死者が出ていた。控訴人Cと子らは、銅線の密売などをして生きようになり、平成10年には二女が逮捕された。

控訴人Cは、平成13年2月3日、北朝鮮から中国に脱出し、日本政府の保護を受けて、日本に帰国した。

(5) 控訴人Dに関する事実関係

20

控訴人Dは、昭和33年に東京で生まれ、昭和47年当時は栃木県の朝鮮小中学校に在学し、姉の費用負担で寄宿舎に居住していたところ、同年、長兄が罪を犯して退去強制処分を受けたことを契機に、姉が北朝鮮への帰還を希望し、兄及び姉と共に帰還することとなった。姉は、朝鮮総連系列の朝鮮新報社に勤務しており、北朝鮮が素晴らしい国だとする朝鮮総連の宣伝を心から信じていた。当時は、既に北朝鮮に行った親族がいる者などから状況が

25

良くないようだという情報も多少伝わってきたが、北朝鮮での生活水準の高

さを喧伝する情報の方が圧倒的に多かった。控訴人Dも、朝鮮学校において北朝鮮は素晴らしい国だという教育を受けて、そのように信じており、北朝鮮の実情など知る由もなく、昭和47年、長兄及び姉と共に帰還船に乗って、北朝鮮へ渡航した。

5 北朝鮮に到着後は、帰還者が集められた招待所で40日間過ごした後、中国国境付近の白頭山付近に配置され、冬の気温が氷点下30度以下にもなる厳寒地での生活を余儀なくされた。当地では肉や卵の配給は受けられず、衛生的に劣悪で少量の食事しかできず、胃腸や肝臓を患った。姉は、夢見ていた生活と現実のあまりの乖離に、渡航後まもなく精神を病み、平成3年に入院先で死亡した。控訴人Dは、学校を卒業後就職し、同僚の現地出身者と婚姻して2人の子をもうけたが、「帰国者」への差別は根強く、「帰国」後約10年間にわたり保衛部から監視を受け、度々保衛部に捕まり暴行を受けた。平成6年頃に大飢饉が発生すると餓死者が大勢出て、国境に近い控訴人Dらの居住地では餓死者の死体が街中に散見されるような状態となった。控訴人Dも売れる家財は全て売って食糧を得ていた。当時は、自殺を考えるほど貧しく厳しい生活で、動物の餌でも最も安い鶏用の餌を入手して食べていた。

15 控訴人Dは、自分と家族の身を護るためには脱北しかないと考え、平成13年に北朝鮮から中国に脱出し、その後日本に戻った。

(6) 損害

20 以上のとおり、控訴人らは、被控訴人が主導した虚偽の宣伝に騙されて帰還事業に参加した結果、数十年にわたり北朝鮮から出国が許されず、基本的な生存も市民的自由の享受もままならない人権抑圧国家において生き抜くことを余儀なくされ、人生を帰還事業により奪われた。また、控訴人Aは、北朝鮮に残した子や孫と面会し交流する機会を被控訴人に奪われた状況が続いている。

25 本件不法行為により控訴人らが被った精神的苦痛の慰謝料として相当な額

は、各自につき 1 億円を下らない。

2 管轄権（国際裁判管轄）について

- (1) 本件不法行為は、控訴人らの北朝鮮脱出の前後で、本件不法行為 1 と本件不法行為 2 に分けることができる。

5 民訴法 3 条の 3 第 8 号にいう「不法行為があった地」とは、加害行為地と結果発生地の双方を含むと解されるところ、被控訴人の国家誘拐行為（本件不法行為 1）による控訴人らの人生をいかなる場所・体制下で送るかについての自己決定権及び移動の自由の侵害は、被控訴人の虚偽宣伝により控訴人らが北朝鮮への「帰国」を決意した時に開始し、北朝鮮から出国するまで続
10 いたから、その結果発生地は日本及び北朝鮮であり、日本の裁判所に管轄権がある。また、被控訴人の出国妨害行為（本件不法行為 2）による控訴人 A の面会交流権の侵害は、控訴人 A が現在居住する日本国内で発生しているから、その結果発生地は日本であり、日本の裁判所に管轄権がある。

(2) 本件不法行為 1 が勧誘行為と留置行為に二分されとしても、留置行為自
15 体、遅くとも新潟港で乗船した時点で開始しているし、これらは民訴法 3 条の 6 にいう「密接な関連があるとき」に当たるから、本件不法行為 1 の全体につき、日本の裁判所に管轄権がある。

(3) 日本の裁判所に管轄権がないとした場合、控訴人らは、北朝鮮の裁判所に訴えを提起するほかないことになるが、本件訴えを北朝鮮の裁判所に提起す
20 ることは事実上不可能であるから、日本の裁判所に緊急管轄が認められる。

第 4 当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件不法行為について、被控訴人が控訴人らに対し、北朝鮮での生活条件等につき事実と異なる情報を流布して北朝鮮への帰還（移住）を呼びかけて、日本から北朝鮮に渡航させ、渡航後は出国を許さずに在留させることにより、居住地選択の自由を侵害し、事前の情報と異なる苛酷な状況下で長
25 期間生活することを余儀なくさせたという継続的不法行為の客観的事実関係の

証明があり、本件訴えの全体につき、結果発生地である日本の裁判所に管轄権があると判断する。その理由は、次のとおりである。

2 国際裁判管轄の判断枠組

民訴法3条の3第8号は、「不法行為に関する訴え」は、「不法行為があった
5 地が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのでき
ないものであったときを除く。）」に、日本の裁判所に提起することができる旨
規定する。同号にいう「不法行為があった地」には、加害行為が行われた地と、
加害行為による法益侵害の結果が発生した地の双方が含まれると解される。そ
10 うすると、日本に住所等を有しない被控訴人に対して提起された不法行為に基
づく損害賠償請求の訴えについて、同号の規定に依拠して日本の裁判所の管轄
権が肯定されるには、原則として、被控訴人が日本国内でした行為により控訴
人らの法益が侵害されるという結果が生じたか、又は、被控訴人がした行為に
より日本国内で控訴人らの法益が侵害されるという結果が生じたとの客観的事
15 実関係が証明されれば足りると解するのが相当である（最高裁平成12年（オ）
第929号、平成12年（受）第780号同13年6月8日第二小法廷判決・
民集55巻4号727頁、最高裁平成23年（受）第1781号同26年4月
24日第一小法廷判決・民集68巻4号329頁参照）。

3 帰還事業一般に関する事実関係

20 後掲証拠によれば、次のとおりの事実を認めることができる。

- (1) 昭和23年、朝鮮半島南部に大韓民国が、朝鮮半島北部に被控訴人が樹立
され、昭和25年6月に朝鮮戦争が勃発したが、昭和28年7月に休戦協定
が結ばれた。その間の昭和27年4月、連合国諸国との間の平和条約の発効
に伴い主権を回復した日本国政府は、同条約で「朝鮮」の独立を承認したこ
25 とに伴い、以後、在日朝鮮人について、一律に日本国籍を喪失して「朝鮮国
籍」を回復したものと扱うこととした。もっとも、戦前からの在日朝鮮人に

については、その後も在留資格を要することなく日本に在留することができるものとされ、生活保護の支給も続けられた。(甲 5、11、72)

5 (2) 昭和30年5月25日、朝鮮総連が結成された。同日に東京で開催された結成大会では、「朝鮮民主主義人民共和国の公民」として北朝鮮の政策に忠実な運動を展開することが宣言され、第1項に「われわれは在日全朝鮮同胞を朝鮮民主主義人民共和国政府のまわりに総結集させ、祖国の南北半部同胞との連携と団結を緊密強固にする。」と定めた綱領が採択された。(甲 11)

10 (3) 昭和31年6月20日、被控訴人は、内閣命令第53号「日本から帰国する朝鮮公民の生活安定に関して」を発出して、帰還者の食事・住宅などあらゆる生活条件の保障、職場の斡旋、農業や商業に従事することを希望する人への資金の貸与、帰国者の子どもたちへの学用品の無料支給、奨学金の優待、生活準備金の支給などを規定し、今後、「在日朝鮮公民」が個別的又は集団的に帰国する場合にも同内閣命令を適用することとした。(甲 11、33)

15 (4) 昭和33年7月14日及び同年8月12日、当時被控訴人首相であった金日成は、当時ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連」という。)臨時大使であったペリシェンコと会談した。ペリシェンコは、その際金日成の発言内容について、次のとおり記録している。

(昭和33年7月14日)

20 「金日成は次のように話した。現在、日本には朝鮮国籍を持つ朝鮮人が60万人住んでいる。わが国の党や政府は植民地支配という条件によって一時的に祖国を捨てなければならなかったこれらの朝鮮人に常に大きな注意と気遣いを示してきた。彼らは物質的に厳しい暮らしをしており、彼らの中には完全または半失業者が多くいる。日本政府は朝鮮人には法的権利を保障していないので、彼らの子供たちは必要不可欠な教育を受けることが出来ない。このことに関して、我々は日本在住の朝鮮人問題に関する政府の声明を出す予定である。我々は日本在住のすべての同胞が自ら祖国に帰ってくるよう勧め

25

5

ており、この問題で日本政府と合意に達したいと希望している。次の二点について、我々は近く声明を出す。朝鮮民主主義人民共和国に帰ってきたすべての朝鮮人は、住居と仕事、すべての政治的、経済的な権利を得て、彼らの子供たちは共和国の学校、大学で教育を受けることになる」と強調するつもりである。」

10

「金日成は続けた。さかのぼれば、1955年に我々は在日朝鮮人問題に関して朝鮮民主主義人民共和国外務省が声明を出し、在日朝鮮人に通常の生活環境と民主的な民族の権利を保障するよう日本政府に要求を突きつけたが、今は彼ら全員を朝鮮民主主義人民共和国に帰国させることが重要である、と金日成は話した。2～3年前、我々の経済的な状況では、日本に住む朝鮮人約10万世帯を朝鮮民主主義人民共和国に帰国させて彼らに住居と仕事を与えるという問題を提起することができなかった。現在では、我々はある一定の期間内にこれらの家族に仕事と10万室のアパートの部屋を与えることが出来る。彼らには、労働力の不足が感じられる平壤やその他の地方で、産業部門、特に石炭業、そして農業の部門で、また住宅建設や工業建設の仕事を

15

与えることができるだろう。」
「我々は、この最初のステップに大きな政治的意味を見出す、と金日成は強調した。実現すれば、朝鮮民主主義人民共和国に政治的、また経済的に大きな利益をもたらすであろう。」

20

(昭和33年8月12日)

25

「金日成同志は在日朝鮮人問題の政府による声明に踏み切るためのしかるべき準備をどのような順序で進めるかについて話した。朝鮮労働党中央委員会連絡部は、独自のチャンネルで、すでにある期間にわたって在日朝鮮人の間で必要な作業を行っている。日本からの朝鮮人の帰国に関する問題提起において、積極性を発揮するのは日本に住む朝鮮人自身となる。そして朝鮮総連が日本政府と朝鮮民主主義人民共和国政府にしかるべき要望をするのである。」

その後、共和国政府による声明が続くことになる。」（甲 1 1）

- (5) 昭和 3 3 年 9 月 8 日、金日成は、共和国創建 1 0 周年記念慶祝大会において、「日本で生活の道を失い、祖国の懷に戻ろうとする同胞の念願を熱烈に歓迎する。」と宣言し、帰還後に新しい生活を始めることができるよう、あらゆる条件を保障することを強調した。同月 1 6 日には、当時被控訴人外務大臣であった南日が、在日朝鮮人の帰還後の生活安定とその子どもたちの教育の保障を約束し、日本政府に帰還を希望する在日朝鮮人を引き渡す必要な措置を即時講ずるよう求める声明を発表した。

これを受けて、昭和 3 3 年 9 月 1 9 日、朝鮮総連は、「悲惨な境遇にあえいでいる在日朝鮮人が、地上の樂園に変わっている祖国へ、一日も早く帰って、祖国の暖かい懷の中で幸福な生活を営もうと希望して立ち上がっている。」とした上で、日本国政府に対し、帰還実現に向けた具体的措置をとるよう求める声明を発表した。

昭和 3 3 年 1 0 月 1 6 日、当時被控訴人副首相であった金一は、平壤放送を通じて、朝鮮中央通信の記者の質問に答える形で、「共和国政府は、在日同胞の帰国に必要な一切の旅費を全部負担し、彼らの日本からの出国問題が解決され次第に、汽船その他の手段をもって輸送するよう準備をすっかり整えています。」、「共和国北半部は、食糧の不足していた地帯から、食糧に余裕のある地帯に変わりました。昨年、我々は、穀物生産で 3 2 0 万トンという空前の多収穫を収めました。今年は昨年よりも穀物の収穫が 4 0 万ないし 5 0 万トンも上回ることが予想されております。都市ばかりでなく、農村でも文化住宅が建てられていますし、人民の物質・文化生活は日増しに豊かになっていきます。我々には、もっと豊かに暮らすことができる広々とした見通しがあるのです。帰国する在日同胞は、これらのすべての成果を我々と共に分かち合うことができるでしょう。祖国に帰る在日同胞は、住宅、食糧、衣服その他生活に必要な一切の物質的条件を十分に保障されるでしょうし、ま

た皆が、自分の才能と希望に従って職業を持つことができるでしょう。」などと表明した。(甲 1 1、3 3、7 2)

- 5 (6) 昭和 3 4 年 2 月 1 3 日、日本国政府は、「在日朝鮮人中北朝鮮帰還希望者の取扱いに関する閣議了解」において、①在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題は、基本的人権に基づく居住地選択の自由という国際通念に基づいて処理すること、②帰還希望者の帰還希望意思の確認と、確認の結果、帰還の意思が真正と認められた者の北朝鮮への帰還の実現に必要な仲介を I C R C に依頼することとして、帰還事業の実施を正式に決定した。

10 昭和 3 4 年 2 月 1 6 日、被控訴人は、共和国内閣決定第 1 6 号「日本から帰国する朝鮮公民の迎接に関して」を発出し、日本国政府が人道主義の原則から在日朝鮮人の帰国を決定したことを歓迎し、帰国者に職業を斡旋し、生活を安定させ、その子女らの就学を保障するため、迎接委員会を組織すること、帰還問題と関連する実務的問題を北朝鮮赤十字会に委任することを表明した。(甲 1 1、7 2)

- 15 (7) 昭和 3 4 年 8 月 1 3 日、日本赤十字社と北朝鮮赤十字会は、I C R C の仲介の下で、「日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定」(帰還協定)を締結した。

20 帰還協定では、①帰還船は、朝鮮側が配船して、その費用を負担すること(5 条)、②朝鮮側は、帰還者が乗船した以後の輸送及び食事、宿泊費等一切の費用を負担し、医療上のサービスが無償で提供し、また、帰還者の帰還後の生活安定のため、その住宅、職業、就学等すべての条件を保障すること(6 条 6 項)、③帰還船には、北朝鮮赤十字会代表(複数を含む)が乗船するものとし、同代表は、その帰還船が乗船港に停泊する期間中その港域内に滞在して帰還者の引受け、連絡及び帰還者の帰還協助に当たること(7 条)が定められている。(甲 1 1、7 2)

25

- (8) 昭和 3 4 年 1 2 月 1 4 日、被控訴人がソ連に依頼して配船されたソ連船籍

の帰還船 2 隻が、帰還事業に参加した 9 7 5 名を乗せて新潟港から出港し、同月 1 6 日、北朝鮮の清津港に入港した。金日成は、同月 2 1 日、第 1 次船での帰還者を歓迎する集会に自ら出席し、「世界史において、海外公民たちがいわば「自由世界」から社会主義社会に集団的に移住した実例はありません。

5 国が南北に分かれているという我が国の条件において、在日同胞たちが共和国北半部の社会主義祖国へ集団的に帰ってくるということは、我が党と人民の勝利だけではなく、全ての社会主義国の勝利となるのです。」と語った。

金日成は、昭和 3 4 年 1 2 月 3 0 日、同月 2 1 日に出港した第 2 次船での帰還者との接見の席上でも、「今日、みなさんが祖国に帰ってきたというこの

10 事実は、私たちの同胞愛的な提議が「宣伝」ではないという良い証拠になると思います。南朝鮮の失業者たちは、皆さんが祖国に帰ったという話を聞いて（中略）北半部にさらに来たがることでしょう。彼らが来さえすれば、私たちはすべて受け入れるでしょう。」と語った。（甲 1 1）

(9) 帰還事業で日本から北朝鮮に渡航した人々は、北朝鮮に到着すると、「招待

15 所」と呼ばれる一時滞在施設に収容され、同所で受入れ担当者から指定された居住地と職場に配置された。帰還者は全国各地に分散配置され、各地域に分散した帰還者同士の往来は、移動制限のため基本的に困難であった。

被控訴人は、「出身成分」と称する家系の階層制度を定めており、全住民について家系の調査を行い、その政治的な傾向を把握して分類しているが、そ

20 中で、「日本からの帰国者」は、一部の朝鮮総連の有力幹部やその家族を除き、「核心階層」、「動揺階層」、「敵対階層」の 3 階層のうちの「動揺階層」又は「敵対階層」に位置付けられ、監視対象とされた。（甲 3、1 1）

(10) 帰還事業で日本から北朝鮮に渡航した在日朝鮮人や日本人妻には、出国の自由や帰国の自由が認められていなかった。昭和 4 0 年以降、日本国政府は

25 日本と北朝鮮との間の往来についての制限を徐々に緩和し、在日朝鮮人に再入国許可が出されるようになったが、その後も、帰還事業で渡航した在日朝

鮮人や日本人妻の出国は認められなかった。一部の日本人妻の一時帰国が初めて実現したのは、平成9年になってからであった。(甲11、72)

4 控訴人らに関する事実関係

控訴人らがそれぞれ主張する体験事実は、前記第3の1(2)ないし(5)のとおり
5 であるところ、これに沿う直接の証拠は控訴人らの本人尋問における供述及び
陳述書(甲1、61、62)のみであるが、その内容は、大筋において、前記
3のと通りの帰還事業一般につき客観的な資料や調査研究の結果により認めら
れる事実と整合しており、その信用性を疑わせる事情は証拠上認められないか
ら、控訴人らが実際に体験した事実をその記憶のとおり述べたものであると
10 認めることができる。

5 本件訴えに係る管轄権の有無

前記3、4の事実によれば、被控訴人は、できる限り多くの在日朝鮮人を日
本から北朝鮮に移り住ませることに政策的意義を認めて、帰還事業の推進に積
極的に取り組み、内閣の命令や政府高官の発言において、日本から北朝鮮に帰
15 還する在日朝鮮人及びその家族に対し、十分な食料を提供し、住居と仕事を与
え、その他生活に必要な物質的条件を十分に保障する旨表明して、北朝鮮への
帰還(移住)を呼びかけ、その呼びかけは、直接の広報や報道によるほか、日
本国内で北朝鮮の政策に忠実な運動を展開する団体である朝鮮総連や朝鮮学校
を通じて、広く在日朝鮮人及びその家族に伝達されたことが認められる。

一方、前記3、4の事実によれば、控訴人ら及びその家族は、伝達された情
報がそのとおり真実であると信じ、あるいは北朝鮮の実情はそれほど豊かでは
ないにしても未来があると信じて、日本から北朝鮮に移住することを選択し、
帰還事業に参加したが、北朝鮮での実際の生活は、とりわけ食糧の著しい不足
による苦難が続き、その他の面でも物資が乏しく、市民的自由が厳しく制限さ
25 れるなど、およそ事前の情報とは異なるものであり、日本からの帰還者には出
国が許されないため、日本に戻るには危険を冒して自力で北朝鮮から脱出する

しかなく、そのような状況下で長期間生活を続けざるを得なかったことが認められる。

以上によれば、被控訴人が控訴人らに対し、北朝鮮での生活条件等につき事実と異なる情報を流布して北朝鮮への帰還（移住）を呼びかけて、日本から北朝鮮に渡航させ、渡航後は出国を許さずに在留させることにより、居住地選択の自由を侵害し、事前の情報と異なる苛酷な状況下で長期間生活することを余儀なくさせたという継続的不法行為の客観的事実関係の証明があるといえる。

なお、控訴人らは、本件不法行為を控訴人らの北朝鮮脱出の前後で本件不法行為 1 と本件不法行為 2 に分けて主張するが、控訴人らの主張する本件不法行為 1 は、控訴人らが居住地選択の自由を侵害された結果として、北朝鮮で苛酷な人生を送ることになり、いわば人生を奪われるという損害が生じたことを包括的に賠償請求の対象とするものであるから、控訴人 A が一人で北朝鮮から脱出して日本に戻るにより、北朝鮮に残る家族と分断されて子や孫と会えずにいるという損害も、加害行為が止んだ後に残存する損害として上記の包括的損害に含まれるというべきであって、本件不法行為は全体として 1 つの不法行為ととらえるのが相当である。本件不法行為による損害のうちには、それを生じさせた個々の加害行為につき独立に不法行為の成立要件を満たすものもあり得るが、そのことはそれらの損害を包摂する 1 つの継続的不法行為の成立を肯定する妨げとなるものではない。

上記のと通りの継続的不法行為は、被控訴人が北朝鮮において行った加害行為により、控訴人らの法益が侵害されるという結果が当初は日本国内において発生し、控訴人らが北朝鮮に到着してから北朝鮮を脱出するまでの間は北朝鮮において発生を続けたものであるが、北朝鮮において行われた事実と異なる情報の流布によって、日本国内において控訴人らを含む在日朝鮮人及びその家族の居住地選択の自由の侵害という結果が発生することは通常予見することが可能であったといえる。したがって、この不法行為に関する訴えについては、民

訴法 3 条の 3 第 8 号に基づき、日本の裁判所に管轄権があるといえる。

なお、本件の事案の性質その他の事情に鑑み、本件訴えについて、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情（民訴法 3 条の 9）があるとは認められない。

6 結論

以上によれば、本件訴えの全体について、本案の審理判断をするべきであるところ、原審は、本件訴えについて、一部却下・一部請求棄却の判断をしているから、少なくとも原審が訴えを却下した部分については、原判決を取り消し、事件を原審に差し戻す必要がある。そして、本件訴えは、前記のとおり、全体として一つの継続的不法行為とみるべき被控訴人の行為によって、控訴人らがいわば人生を奪われたことにより被った精神的苦痛について包括的に損害賠償を求めるものであることからすると、原審が除斥期間経過を理由として請求を棄却した部分についても、弁論を分離することなく審理判断の対象とするべきであるから、その部分についても併せて原審に差し戻すべきである。

よって、民訴法 307 条本文、308 条 1 項により、原判決を取り消し、本件を東京地方裁判所に差し戻すこととして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 2 民事部

裁判長裁判官

谷 口 園 恵

裁判官

湯 川 克 彦

裁判官

山 口 和 宏